

2025年1月12日

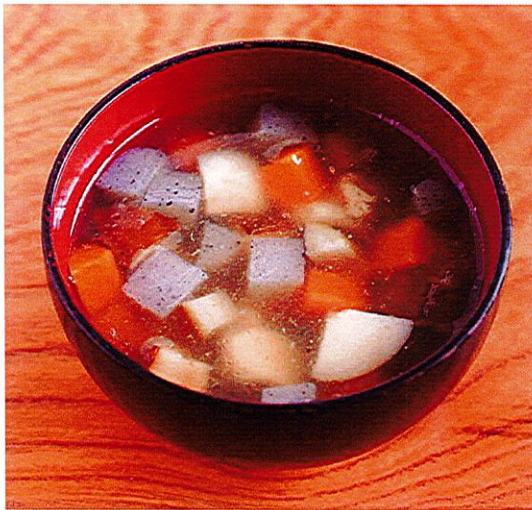
中川区自治会長 長崎 義信
090-8665-9902

2月の本のサロン会のごあんない

〈本と家庭のお宝の交換会〉

本のサロン会では、本だけでなく、ご家庭にある使用していないお宝の交換会を実施します。もちろん本と同様お持ち帰りだけでもいいですよ。おもてなしの「だぶ」を味わいながら、じっくり吟味してくださいね。というわけで、本とお宝のご持参よろしくお願いします。

おもてなしの「だぶ」



「だぶ」は、里芋、れんこん、ごぼうなどたくさん根菜を入れて作る郷土料理です。根菜は冬が旬で一番おいしく、体を温め、冷えを予防する食材とされています。

と古賀市のホームページにも書かれておるのう 具材を小さく刻んでいるので子どもでも食べやすく、寒い冬にぴったりの料理なんじゃ。勉強になるのじ。



★開催日 2月2日 〈第1日曜日〉

★本のサロン会 オープンタイム
9時から 12時まで

★「だぶ」おもてなしタイム
10時から 11時 30分まで

★本のサロン会会場 中川公民館大ホール

大好評の包丁研ぎもやっています！

♥♥♥お手伝いしていただける方、大歓迎です♥♥♥

回覧

令和7年1月12日

1月の松林清掃は19日（日）です。

新春抽選会を開催します。是非御参加下さい。

連日寒い日が続いておりますが、本年も松林清掃の御協力をよろしくお願い致します。

集合場所 : 松林真ん中近辺

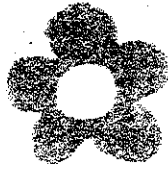
開始時間 : 9時

古賀海岸防風林を守る会

古賀西小学校区のみなさまへ

回覧

古賀西小学校区
古賀市社会「同和」教育推進協議会
(事務局 古賀市役所市民部人権センター)



第2回 古賀西小学校区 人権啓発研修会のお知らせ



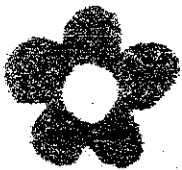
日時：



場所：中川区公民館

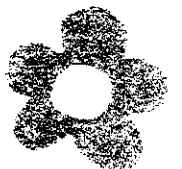
内容：古賀西小学校の人権に関する
取り組み

講師：古賀西小学校教員



古賀市では、すべての市民の人権が尊重されるまちを
実現するために、市内の全小学校区で人権に関する研修会を
開催しています。

ぜひお気軽にご参加ください。



再回覧

中川区自治会役員募集

現在の役員の任期が、2025年3月で終了し、新役員にて2025年4月より、2025年度(令和7年度)が始まります。

安心で、安全な人にやさしい街づくりを目指していく、新たな役員を自薦、他薦にかかわらず応募、推薦をお待ちしております。

応募受付期間 2025年2月12日まで

応募資格 中川区自治会加入者

応募先 隣組長、公民館ポスト、自治会長(長崎・090-8665-9902)まで

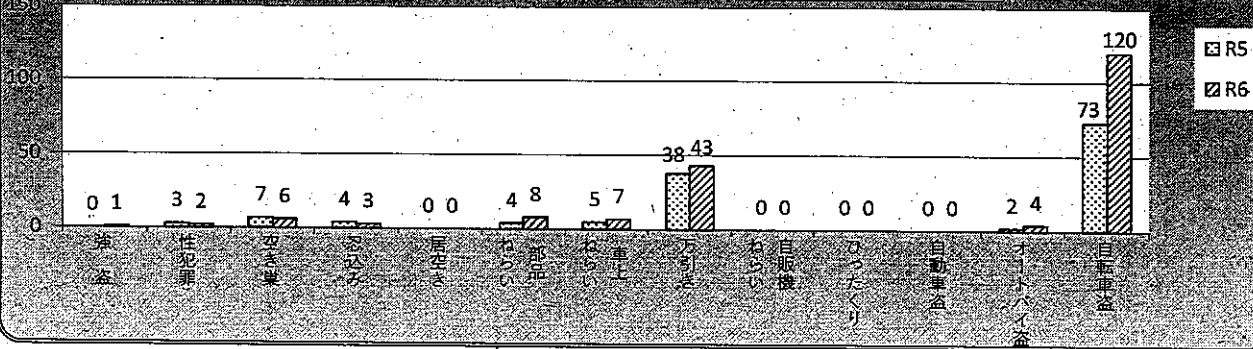
募集役員一覧	職務	応募者氏名	隣組名	連絡先
自治会長(区長)	中川区自治会長、区長、公民館館長			
総務(副会長)	中川区自治会長補佐及び会長代行			
中川区会計	中川区の入出金管理			
広報部長	中川区の広報活動及び「なかがわだより」の編集、発行			
分館長(公民館館長)	中川区公民館活動及び公民館の管理保全の責任者(自治会長兼務)			
分館(公民館)主事	分館長の補佐及び公民館の運用、保全管理他			
分館(公民館)副主事	分館主事の補佐(公民館の運用、保全管理他)			
分館(公民館)会計	公民館、行事関係の入出金管理			
行事部長	中川区及び自治会の行事の立案と実施			
行事副部長	行事部長補佐(中川区及び自治会の行事の立案と実施)			
青少年育成部長	育成会、校区コミュニティ関連			
自治会活動の補助	自治会活動・コミュニティ活動のお手伝い			

粕屋警察署だより

令和6年11月28日
古賀市

身近な犯罪の発生状況（令和6年11月現在）

前年同期+58件



小学校区別犯罪発生状況一覧表 [11月中]

単月	強盗	性犯罪	空き巣	忍込み	居空き	窃盗	万引き	自転車	自動車	合計
青柳							1			2
小野			1							1
古賀東									4	4
古賀西							2		3	5
花鶴									4	4
千鳥		1							4	5
花見										
舞の里									1	1
合計		1	1				1	2	17	22

古賀市事故発生状況

令和6年 1~11月	事故件数	死亡事故	死者数
古賀市	181	2	2

- 夕暮れ時は早めのライト点灯で、交通事故を防ぎましょう。
- 譲り合いの精神で、心にゆとりを持った運転を！！
- 夜間は、明るい服装で反射材を着用しましょう。



～粕屋警察署からのお願い～

訪問買取・訪問販売をはじめとする

飛び込み営業にご注意！！



- ①知らない人を家に入れない ②点検させない ③契約をしない
不安を感じたり、被害に遭ったりしたときは、

警察や消費生活センターなどの相談窓口にご相談ください。